

## 総務常任委員会記録

令和6年 第2回定例会																																																								
1 日 時	令和6年7月23日(火) 午前10時00分 開会 午後 0時30分 閉会																																																							
2 場 所	第1委員会室																																																							
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">横</td><td style="width: 10%;">尾</td><td style="width: 10%;">武</td><td style="width: 10%;">男</td><td style="width: 10%;">委員長</td></tr> <tr> <td>藤</td><td>田</td><td>義</td><td>昭</td><td>副委員長</td></tr> <tr> <td>橋</td><td>本</td><td>勝</td><td>浩</td><td>委員</td></tr> <tr> <td>梶</td><td>原</td><td></td><td>隆</td><td>委員</td></tr> <tr> <td>館</td><td>野</td><td>裕</td><td>昭</td><td>委員</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大</td><td>貫</td><td></td><td>毅</td><td>委員</td></tr> <tr> <td>谷</td><td>中</td><td>恵</td><td>子</td><td>委員</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>津</td><td>久</td><td>井</td><td>健</td><td>委員</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	横	尾	武	男	委員長	藤	田	義	昭	副委員長	橋	本	勝	浩	委員	梶	原		隆	委員	館	野	裕	昭	委員						大	貫		毅	委員	谷	中	恵	子	委員						津	久	井	健	委員					
横	尾	武	男	委員長																																																				
藤	田	義	昭	副委員長																																																				
橋	本	勝	浩	委員																																																				
梶	原		隆	委員																																																				
館	野	裕	昭	委員																																																				
大	貫		毅	委員																																																				
谷	中	恵	子	委員																																																				
津	久	井	健	委員																																																				
4 欠 席 委 員	なし																																																							
5 委員外出席者	なし																																																							
6 説 明 員	別紙のとおり																																																							
7 事務局職員	萩原 書記																																																							
8 会議の概要	別紙のとおり																																																							
9 傍 聽 者	4人																																																							

## 総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	佐藤 覚	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 渉	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	6名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	福田 光広	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	市川 佳代子	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	5名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	曾篠 伸次	
	警防救急課長	小杉 仁	
	通信指令課長	高柴 幸人	
環境部	資源循環課長	金子 尚己	1名
都市建設部	整備課長	山田 治夫	1名
合 計			31名

## 総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第46号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号））
- 2 議案第49号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例の一部改正）
- 3 議案第50号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第54号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 6 議案第57号 鹿沼市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 7 議案第58号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 8 議案第59号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 9 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 10 陳情第3号 パレスチナ・ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める意見書の提出を求める陳情

## 令和6年第2回定例会 総務常任委員会概要

○横尾委員長 開会前に申し上げます。

委員会、室内は大変暑くなりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

委員会の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いをいたします。

なお、再質問に対する答弁については、委員長からの指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案9件、陳情1件であります。

それでは早速、審査を行います。

はじめに、陳情第3号 パレスチナ・ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める意見書の提出を求める陳情につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しをいただいておりますので、陳情第3号から審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第3号 パレスチナ・ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である、センター、田巻様にお越しをいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○横尾委員長 お疲れ様でございます。

早速でありますけれども、パレスチナ・ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める意見書の提出を求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

○陳情人 よろしくお願ひします。

本日、世界の平和について、ちょっと意見を述べたくて、お時間をいただきます。

銀座通りで、C e n t e r という文化複合施設をやっている田巻と申します。よろしくお願ひします。

今、僕が言うまでもなく、パレスチナの特にガザ地区ですね、昨年の10月から大規模なイスラエルの攻撃がひたすら続いている、それで、もう7月の今の時点で、死亡者数が4万人を超えていて、さらにインフラの破壊ですね、それから文化施設の破壊と、インフラ、ガス・水道、全てほぼ壊滅的な状態で、それで、亡くなっている4万、間もなく5万人に達すると思うのですけれども、約3割から4割は子供です。

非常に人口が若い、若い人口が多いので、子供が、何の罪もない人たちが多く犠牲になってしまいます。

それで、皆さん、心を痛めている人も多いと思うのですけれども、何でこれが終わらないのかということですよね。

それで、僕の意見としては、やっぱり国際的な圧力、一人一人、僕ら鹿沼の市民たち

もそうです。

全然関係ないと思っている方も、多分多いと思うのですけれども、日常生活、平和なので。

だけれども、多分その見て見ぬふりをするとか、自分は関係ない、遠い国のことだと思っている人が多いと思っていて、それで、そうではなくて、全て全部つながっていて、自分たちの生活に。

今回、そのイスラエルの暴挙を人類が止められないしたら、次にどこかでまた起こると思っています。

だから、僕は人類の危機だと思って、そのためには国際的な圧力をなるべく、どんな形でもいいので、小さな自治体でもいいと思っている、個人個人、一人一人の力でも、それが集まれば大きな力になると思っています。

それで、そういうことで、今回は鹿沼市議会の皆様に、国会に、ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める意見書を提出していただきたいと思いました。

つい先日、4日か5日前ぐらいに、ICJ、国際司法裁判所が、明らかにイスラエルの占領、植民地支配は国際法違反だと、それで、多くの専門家が言うように、ジェノサイドです、これは。

それで、いろんな人に意見を聞くと、「じゃあ、ハマスはテロリストなんじゃないか」とか、いろいろあるのですけれども、前市長がすごいいいことを言っていて、信ちゃんのひとこと、昨年の11月です。

どんな理屈抜きにしても、これはもう本当にすぐやめてもらいたいことだと、僕はそのときに、議会のほうでも何か意見を提出してほしいなと思ったのですけれども、今からでもできることなら、すぐにお願いしたいと思っています。

それで、今日、ここへ来る前に、その、どこだ、こっちから言うと、駐車場のほうに、ロータリーに平和都市宣言の碑があります。

もう1回見てほしいのです、皆さんに。

すごくいいことが書いてあって、今私たちの歴史や豊かな自然というのは、先人の犠牲の上に成り立っている。

それで、「世界平和を求める努力をしていきます」という宣言を、戦後50年に鹿沼市はしています。

それで、その名に恥じないような行動をしてほしいなと思っています。

それで、これは、そのジェノサイドを止めるということはもちろん第一の目的ですけれども、将来の鹿沼の市民たちが、やっぱりその平和ということを意識して、生活してほしいなという、僕からの願いもあります。

多分、鹿沼市が国会に、では、こういう意見を提出したとなったときに、「おや、なぜだろう」と、ある人は思うかもしれません。

でも、それは、それを考えるきっかけにもなると思っていますので、僕はそういう意味でも、これはとても重要な機会だと思っています。

そうですね。既に400ぐらいの自治体で、実は意見書とか、決議を出しているのです。それで、栃木県内でいうと、宇都宮と栃木市だけです。

それは議会内の決議をしましたという意思表明だけです。

なので、僕としては意見書を提出してほしい。

もし、そのほうが、僕はちょっと素人なのでわからないのですけれども、そっちのほうが強い行動や意思表示になるとしたら、鹿沼市議会には、平和都市宣言をしたまちとして、意見書を国会に提出してほしいと思います。

はい。以上です。

○横尾委員長 はい。ありがとうございました。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはございますか。

挙手をもってお願ひします。はい。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願ひします。

これから委員会のほうで審議を進めていくにあたり、ちょっと確認をさせてください。

あの国連、1991年の国連の、国連総会の決議で、この人道支援についての原則ということで、採択があった中に、その一つとして、この対立する当事者の方に加担しない、中立性の確保を求めています。

議会も、私も議員として、この中立性、一方に加担しない、中立性を保った上で、審議、議論というのを進めていきたいと思うのですが、今回いただいた陳情書、陳情人の気持ちは全く私も一緒でして、この停戦というのは求めていきたいというふうには思うのですが、この中身の文章を見ると、これ一方的に「このイスラエルが悪いんだ」というような文面に受け止められかねない文章になっているのですが、これから、その審議をする、議会の中で、委員会の中で、審議をする上で、ちょっとこの文章だとそういうふうに捉えられるので、そういう文章の変更も踏まえて議論するということに関しては、陳情人はどうのようにお考えでしょうか。

○横尾委員長 立って、そのままで、田巻様の説明をお願いいたします。

○陳情人 はい。どっち向くか。

大丈夫ですか。

その国際司法裁判所も勧告しているとおりで、僕個人としてはイスラエルが一方的に植民地支配を、1947年の建国以来、イスラエル国の建国以来、ひどい占領支配、もうアパルトヘイトだと思いますけれども、続けているので、僕はもうイスラエル。

まずイスラエルが悪いというふうには思っているのですが、ただその意見書を出すに当たって、その公平性が必要であれば、文章の内容を訂正することは、僕は議論することはいいと思っています。はい。

まずとにかく停戦をしてほしいという希望です。はい。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。わかりました。

陳情人の意思と、あと、それについて、議会の中で議論する、委員会の中で議論する上では、その中立性ということもやぶさかでないということがわかりました。はい。

○横尾委員長 ほかに確認することはござりますか。

はい。別段確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席をお願いいたします。

お疲れ様でございました。

(陳情人 退席)

○横尾委員長 はい。それでは各委員の意見、考え方を確認を行った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方をお願いいたします。

考え、意見等については、挙手をお願いいたします。はい、梶原委員。

○梶原委員 陳情人から、このガザ地区における停戦ということで、意見書を、議会のほうから出してほしいということなのですけれども、これ国に訴えるという手法の一つとして、意見書というのがあるのですけれども、これ陳情人が今回議会のほうに提出されたのが、6月11日ということで、その後、国会のほうで、6月13日に衆議院、6月14日に参議院ということで、決議が出されています。

どういった決議かというと、ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議書、決議案ということで、これは両方とも採択をされていて、これは朝日新聞の記事を少し読ませていただきますけれども、パレスチナ自治区ガザでの戦闘をめぐり、衆議院は13日に本議会でガザの人道状況の改善と即時停戦の実現を求める決議を与野党の賛成多数で可決したと。

自民党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党の5党が共同で決議案を提出し、その5党とプラス共産党が賛成したと。れいわ新選組は反対した。

決議は戦闘の長期化によって、ガザが危機的な人道状況にあると憂慮し、人質の解放とともに、ガザの人道支援活動ができる環境を確保するため、即時の停戦を求めた。

また、ガザの南部ラファでの全面的な軍事作戦に反対した。

日本政府には人質の解放と停戦を実現するため、格段の外交努力を求めるということで記事が載っています。

という意味では、もうこの陳情人の求めるものというのは、国のほう、衆議院もそうだし、参議院も、同様のことで決議をされているということで、実現をしたのかなというふうには思っていますので、ちょっとその辺を含めて、またこの時期に、このタイミングで市議会として意見書を出すということが、どんなふうに受け止められるかということも考えて、ちょっと議論しなくてはいけないなと思います。

○横尾委員長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。はい、大貫委員。

○大貫委員 はい。大貫です。

今、「もう既に国会のほうで決議しているんだから」という意見もありましたけれども、鹿沼市議会として意思表示をするということも含めて、意見書を出すというのは悪いこと、それであっても悪いことではないのではないかというふうに思います。はい。

国会に対しても出し、これ、あと、内閣総理大臣、外務大臣ということですから、そこに議会として、鹿沼市議会としての意思表示をするという意味で、また、それが鹿沼市民に対しても、「議会として、そういう意思表示がされたんだな」ということを知つていただいて、市民の皆さんとともにやっぱり平和を守っていこうという、そういう機運を醸成していくという上でも、出すことに意義はあるのではないかと思います。

○横尾委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに、橋本委員。

○橋本委員 出すこと自体はそのとおりだと思うのですが、その中立性でいうと、その言葉で、この中で、文章中で言う、橋本です。

○横尾委員長 はい。

○橋本委員 すみません。

ジェノサイドという言葉と、真ん中辺のイスラエルの暴徒、こここのところがやはり一方サイドというか、ある程度偏ったものになっているように、個人的には感じられるので、このジェノサイドと暴徒、それ以外の残虐な行為というのは、まだ、やはり、やられている現状から見ると、やっぱり子供も含まれていますので、残虐はまあいいにしても、ジェノサイドと暴徒という言葉を少し考えたらいいかなというふうに、個人的には思います。

上げること自体は、平和都市宣言としての鹿沼市のある程度の意思表示ということで、認めるところなのですけれども、その辺をちょっと意見としては言いたいです。

終わります。

○横尾委員長 舘野委員、どうですか。

○舘野委員 はい。舘野です。

そうですよね。意見書を出すのはよろしいかと思いますけれども、その議会として、どういった形で、中立の立場での文書をつくって出すような感じでもいいし、あと、先ほど梶原委員が話した、その、今国会のほうでもんでいる途中でようから、その状況を見極めての議会からのこの提出でもいいかなとは思いますけれども、だから、意見書を今回でつくるの、つくって出すか、もしくは一旦継続にして、それを考えながら、次に延ばすのかかなとは思います。

○横尾委員長 はい。谷中議長。

○谷中委員 議長ではない、委員。

○横尾委員長 委員。

○谷中委員 はい、谷中です。

先ほど説明をいただいたときに、梶原委員のご質問の中で、このパレスチナ・ガザ地区だけではなく、世界的なものというご意見もいただいたと思うのですけれども、私も新聞なんかに、こここのところ、パレスチナ・ガザの小学校とかが本当に攻撃をされて、子供たちがすごく犠牲になったというのが2面ぐらい出ていまして、すごくショックだったのですね。

でも、いろいろ考えていくと、そのやっぱりどちらも、攻撃をしたり、阻止したりというのをやったりということで、そういう結果が今できてしまっているというのは、すごい残念なことで、ただ、今、世界的に考えると、ここだけではなく、そういう争いがあって、日本からすると、本当に鹿沼市が平和都市宣言をやっているというのは、大きなことで言えば、広島と長崎に原爆を落とされた、本当に国でありますし、朝鮮なんかも、北朝鮮なんかもよくミサイルを飛ばして、子供たちも今本当に現実的に日常の会話の中で、「ミサイル飛んでこないんだよね」みたいな会話が出ているのですよ。

だから、そういうのを考えると、本当に平和というところは、市民全部だし、議会としても考えていかなくてはならないなということは思っていますので、何らかの形で、

やっぱりこのパレスチナ・ガザ地区に限らず、何かそういう人命の尊さとか、そういうものを含めた意見書というものは必要かなとは思っています。

ちょっと考えたいと思います。

○横尾委員長　はい。藤田委員、どうですか。

○藤田副委員長　はい。すみません。藤田です。

私的には、今回この出すことに、先ほどの平和都市宣言という、鹿沼市という立場として、提出することに対してはあまり違和感はないかなと思います。

それで、やはり先ほど中立性というお話がありましたので、そこをどんなふうに、文書の内容を直していくか。

あと、今、谷中委員からありました、ここのパレスチナ・ガザ地区のことだけでいいのかどうかというところは、ちょっと、そこをちょっと迷うところなのですけれども、ただ、明らかにここの地区が、ひどい状況になっているということは、恐らく全国民というか、国、国民、もう一般的に認識されていることなので、あえてこのパレスチナ・ガザ地区に絞って、この意見書を出すということに対して、私は、内容の中立性を担保した上で提出することには、賛成です。

○横尾委員長　はい。ありがとうございます。

私もやはり中立を保った中で、今世界的に、ウクライナやロシアあたりも、こういう形の中で、今戦争をやっている。

こういうパレスチナ・ガザ区のところも、そういう形になっているということで、一方的な形での意見書という形だと、これはちょっといろいろ問題があるかなというふうに思いますけれども、やはり子供たちの生命がね、そういうことで亡されているというのは非常に我々も、苦痛に感じているところでありますので、即、停戦を求めていくことが重要であるかなというふうには考えておりますけれども、やはりその中立的なことも考えて、意見書等、もうちょっと考えていかなくてはならないかなというふうに思いますけれども、先ほど質問の中で、そういう陳情の内容を変えていくところもあるのかという質問で、内容をちょっと変えていくことも考えられるという陳情人のお話もありましたので、そこら辺も含めて、どんなふうにして、出していかかということも審議したいなというふうに思います。

私の意見はそういうことです。

はい、梶原委員。

○梶原委員　はい。この意見書というものが何なのかというところを考えると、もう既に6月13日と6月14日に、国としてはもう決議を出して、それで、もう政府に対して、ちゃんとここは停戦に向けた努力をしなさいよと言っているということになると、これから出す意見書というのが、「じゃあ、衆議院と参議院に関しては提出はしなくて、外務省に提出するんだ」という話になったときに、この国会のほうの決議で出された、政府に対してその決議をしているので、それと一緒に内容を送るということになるのですね。

それで、本来だと、その意見書というのは、国に対して行っていて、この国会議員を動かして国を動かすという仕組みだと思っているので、今もう既に出しているものを後づけで市議会として出すというのはいかがなものかというところは感じています。

なので、市議会としても、同じようなその決議をするというほうが、この時点において

てはいいのかなと。

もうちょっとその早いタイミングであれば、意見書というのも考えられるのですけれども、ある程度その衆議院・参議院で決議書が出来てしまった後に意見書というのが、本当にその意見書としての意味をなしているか、意味をなしていないものを出すのだとしたら、これパフォーマンスだって受け止められかねないことになってくるので、ちょっとその辺も慎重に意見書ではなくて、決議とするべきではないかなということも私は考えます。

○横尾委員長 ほかにございますか。

大体意見は出尽くしたかと思いますけれども、ここでね、採決する前に、各議員の調査のため暫時休憩をとりたいと思います。

(午前10時26分)

○横尾委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

(午前10時55分)

○横尾委員長 先ほどの議論の中で、委員の中から、もう一度意見を求める。はい。橋本委員。

○橋本委員 先ほどの時間は調査させていただきまして、文章的にパレスチナ・ガザ地区のそのイスラエルによるという、一方的な部分というのが、やはり中立性ということであれば、なかなか公的な意見書ということでなじむかどうかというふうに個人的には考えますので、やはりその前段のハマスですか、そちらによる行動に伴うという事実を入れさせていただいた上で、その停戦を求める。

それで、まして、あわせまして、世界平和といいますか、一般的なその紛争に対して、当然ながら平和を求めていくという、意見書のほうに、くらいにするのであれば、この意見書として、公的な文書としてよろしいのではないかと個人的には思います。

○横尾委員長 はい。ほかにございますか。はい。谷中委員。

○谷中委員 はい。先ほど梶原委員のほうから、国のほうで出したというのをちょっと私も調べさせていただきました。

きちんと出ているということもあるのですけれども、やはり今回意見書が、やっぱり停戦を求めるということで出されたということと、前回、任期の前だったのですけれども、ウクライナのほうは決議を議会としてしました。

それで、やはりそういうのも、今回、「ウクライナのとき、決議だったんだから、今回も決議でもいいんではないかな」という思いもあったわけなのですけれども、やはりこれだけ、いろんな各地で、本当にこういう戦争というか、戦いが行われているということは、やっぱり本当に鹿沼市の平和宣言というのもありますから、やはりそういうのを考えていきますと、今回きちんとやっぱり鹿沼市議会として、これが意見書のきっかけにはなるのですけれども、やはりここを踏ました、きちんとしたものを中立的な立場の文章に直して、直させていただいて、そして、やはり世界でこういう人命が失われるというのはおかしいというか、もうやってはいけないことだというような、そういうものを最終的には書かせていただいて、意見書を出せたらなと思っているところです。

そういう形で大丈夫だったら、賛成はしたいかなと思います。

○横尾委員長 はい。ほかにございますか。梶原委員。

○梶原委員　はい。少し調査をさせていただく時間をいただきましたけれども、まずこの意見書と決議というのの違いとしては、意見書というのは、基本的にこの鹿沼市民のほとんどの人がそうだよと。

そのために、議会として意見を出してほしいと。

それで、みんな、これに、この意見書に関しては、ほとんどの人が反対しないよというのが、やっぱり意見書の前提だと思うのですよね。

例えば、これが、市民の意見が、こうこうこういうふうに分かれている、どっちか一方のためだけの意見書を出すと、その反対する人たちの意見が反映されていないということになりかねないので、意見書というのは、あくまでも、大多数の人がそうだよねというところで出すものが意見書だと思います。

その上で、この文章で、皆さんが陳情として出されたので、出したいと。

でも、出したいという意見は尊重をして、考えますと、この文章で出すとすると、さっき言ったような、では、全員がこれに納得して出せるかというと、そういう文章ではないので、もう、ちょっと申し訳ないでけれども、これに関して言うと、中身はもう相当変えさせていただかないと、その中立的な立場に立って、みんなが納得するような内容の文章で出すというならば、その意見書を出したいというところを止める権利も、我々にないですから、その意見書を出したいというのであれば、それに関しては、文章をちょっとこのままでは無理ですけれども、そういった上では賛成をしたいと思います。

○横尾委員長　ほかにございますか。はい。では、藤田委員。

○藤田副委員長　はい。藤田です。

先ほど陳情人の田巻さんのほうから、ご本人の心の中では、イスラエルに対してのというのはあるけれども、その中立的なふうに修正するというようなことに対して、同意をされたというような発言、私はそういうふうに受け止めておりますので、一旦この形で、一旦提出されましたけれども、議会のほうで、その中立性を保ったような形の文章に直して、採択していくような形を私はとりたいなと思っております。

以上です。

○横尾委員長　はい。ありがとうございました。

意見をまとめますと、意見書については、多少修正をして、それを出していくという、そういう状況でよろしいかと思います。

そのことにつきまして、意見が大体出尽くしたと思いますので、陳情第3号に、取り扱いについては採決を行いたいと思います。

陳情第3号を採択とするか、不採択とするかどうかで、挙手を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長　お諮りをいたします。

陳情第3号について、採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○横尾委員長　はい。全員賛成と認めます。

したがって、陳情第3号については、採択することにしました。

この件について、先ほどから意見が出ていますけれども、意見書については、議員間

で少し修正をして進めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、次に、議案第 46 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号））のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第 46 号 専決処分事項の承認について「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 13 号）」のうち、関係予算の主な内容についてご説明をいたします。

お手元の「令和 5 年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計（第 13 号）と入っている冊子の 3 ページをお開きください。

本補正予算につきましては、令和 5 年度の歳入・歳出がおおむね確定したことにより、実績の確定や実績見込みなどにより、補正を行うものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 段目の 1 款「市税」、1 項 2 目 法人、法人市民税における、右側になります、4 ページの説明欄、法人均等割、法人税割、過年度分を合わせまして、6,515 万 1,000 円の増につきましては、企業収益の増に伴い、実績見込みにより増額するものであります。

2 段目、3 項 2 目「軽自動車税環境性能割」1,402 万 2,000 円の減につきましては、販売実績台数により減額するものであります。

次に、3 段目の、2 款「地方譲与税」のうち、1 項 1 目「地方揮発油譲与税」及び 2 項 1 目「自動車重量譲与税」、その 2 段下になりますが、3 款「利子割交付金」から、5 ページの下から 3 段目になりますが、11 款「地方交付税」までにつきましては、それぞれ交付額の確定による補正となっております。

その主な内容でございますが、まず、5 ページの一番上の段、6 款「法人事業税交付金」2,935 万 4,000 円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較いたしますと、174 万円、0.8% の減となっております。

次に、2 段目、7 款「地方消費税交付金」3,446 万 7,000 円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較いたしますと、2,520 万 1,000 円、1 % の減となっております。

次に、下から 4 段目、10 款「地方特例交付金」1,811 万 3,000 円の増につきましては、「新型コロナウィルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」の交付決定によるものであります。

これは、国施策による新型コロナに係る先進設備等に該当する償却資産について、固定資産税が減免される制度であり、減免分が交付金として、交付されるものであります。

前年度決算額と比較いたしますと、1,325 万 1,000 円、272.5% の増となっております。

次の段、11 款「地方交付税」2 億 4,784 万 5,000 円の増につきましては、「特別交付税」の交付決定によるものであります。

令和 5 年度の特別交付税交付額は 6 億 4,784 万 5,000 円であり、前年度の決算額と比較いたしますと、293 万 8,000 円、0.5% の増となっております。

7 ページをお開きください。

一番下の段、15款「国庫支出金」2項5目「消防費国庫補助金」1,150万3,000円の増につきましては、高機能消防指令センター情報機器更新整備の事業実績に伴う交付決定により増額をするものです。

9ページをお開きください。

4段目の、16款「県支出金」2項1目「総務費県補助金」のうち、10ページになりますが、1節「総務管理費県補助金」の説明欄の4行目、「水源地域整備事業費県補助金」1,380万2,000円の減につきましては、南摩ダム関連事業である水源地域振興拠点施設整備や林道整備工事等の事業実績に伴い、1,380万2,000円、7.9%の減となっております。

一番下の段の、18款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」のうち、2節「ふるさとかぬま寄附金」1億4,526万2,000円の減につきましては、受け入れ実績に伴うものであり、令和5年度の受け入れ総額は6億4,581万円であり、前年度決算額と比較いたしまして、1億7,542万3,000円、37.3%の増となっております。

次の、3節「企業版ふるさとかぬま寄附金」260万円の増につきましても、受け入れ実績に伴うもので、前年度決算額と比較いたしまして、840万円、76.4%の減となっております。

11ページをお開きください。

2段目の、19款「繰入金」2項3目「公共施設整備基金繰入金」4,340万6,000円の減につきましては、令和5年度に公共施設整備基金を活用して実施した高機能消防指令センター情報機器更新業務や文化センター改修工事等の8事業の実績に伴い、減額するものであります。

13ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款「総務費」1項1目「一般管理費」の説明欄の一つ目の「○」、「ふるさと納税推進事業費」5,500万円の減につきましては、ふるさとかぬま寄附金の歳入予算の減に伴いまして、返礼品等にかかる経費を減額するものであります。

次の、「行政経営事務費」1,204万6,000円の減につきましては、指定管理者へ委託している23施設の電気料高騰対策補助金の事業実績に伴い、減額するものであります。

その次の、8目「財産管理費」の説明欄の一つ目の「○」、「財政調整基金積立金」7億円の増につきましては、令和5年度において、新型コロナ予防接種事業や施設型給付・地域型保育給付等事業費の概算払い戻しをいたしました国・県の補助金について、次年度（令和6年度）での返還金が3億円を大きく超える見込みであること、また、令和6年度当初予算におきまして、財政調整基金から3億2,000万円の繰り入れを行っていることなどから、円滑な財政運営のため、積み立てるもので、令和5年度末の基金残高見込み額は、43億2,285万6,000円であります。

次の、「公共施設整備基金積立金」2億円の増につきましては、令和6年度当初予算において約4億3,600万円の繰り入れを行っていることなどから、今後、実施が見込まれます事業実施のために積み立てるものであり、令和5年度末の基金残高につきましては、33億407万8,000円であります。

なお、参考ではございますが、令和6年度当初予算におきましては、基金の繰入金の

総額で、19億2,614万6,000円の取り崩しを予算計上しております。

次の、9目「集中管理費」1,076万8,000円の減につきましては、市役所本庁舎の電気料や郵便料等の実績に伴い、減額するものであります。

次の、11目の「地域振興費」の説明欄の一つ目の「〇」、「地域のチカラ協働事業費」1,038万1,000円の減につきましては、6地区及び栗野4地区合同で実施いたしました協働事業等の事業実績に伴い、減額するものであります。

次に、3つ目の「〇」、「かぬま・あわの振興基金積立金」1億796万4,000円の減につきましては、ふるさとかぬま寄附金につきまして、令和5年度の寄附者の使途指定の実績に基づき、各基金への積立額を調整するものであります。

飛びまして、23ページをお開きください。

下から2段目、12款「公債費」1項2目「利子」1,472万9,000円の減につきましては、市債の償還実績により減額するものであります。

一番下、14款「予備費」869万3,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第13号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ないですか。

はい。別段質疑もないようですので、次に、いきます。

（「採決」と言う者あり）

○横尾委員長 賛成の方はね、すみません。

不慣れな委員長で申し訳ございません。

議案第46号 専決処分の承認について、賛成の方は挙手を願います。

（「挙手ではなくて、異議なしでいいのではないか」と言う者あり）

（「質疑もないようですので、原案どおり承認することにご異議ありませんか」と言う者あり）

○横尾委員長 失礼しました。

議案第46号中総務常任委員会関係については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 したがって、議案第46号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第49号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例の一部改正）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

それでは、議案第49号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、特別税額控除、いわゆる定額減税の規

定の新設に伴う税額控除の方法を規定するほか、土地の固定資産税にかかる負担調整措置等を延長するための改正、市税の減免規定の改正、項ずれ等に合わせた引用条項の整備等を行うものであり、本年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第51条、第71条及び第139条の3につきましては、市民税、固定資産税、特別土地保有税に関して、能登半島地震を踏まえ、申請による減免を前提としつつ、減免事由に該当することが明らかな場合で、かつ、減免する必要があると認める場合に、職権による減免を可能とするための改正であります。

次に、2ページをお開きください。

附則第7条の5から第7条の8につきましては、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除（いわゆる定額減税）に関する地方税法の規定の新設に合わせて、特別税額控除の方法、納税通知書に関する各納期の納付額、公的年金にかかる所得にかかる個人市民税の徴収方法等及び令和7年度分の税額控除について規定するものであります。

次に、10ページをお開きください。

附則第10条の3第3項につきましては、新築認定長期優良住宅のうち区分所有にかかる住宅について、所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を新設するものであります。

次に、12ページをお開きください。

中段の附則第11条から附則第13条につきましては、負担調整措置等、固定資産税の土地の価格の特例期間の延長に伴う年度の改正であります。

なお、そのほかにつきましては、市民税の特別税額控除に関する規定の新設に伴う「所得割の額」の規定の読み替え、法の改正に伴う条項整理、用語の整理、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第49号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願ひします。

今説明をいただいて、やっと少しあわかったところもあるのですけれども、この最初の議案のこの説明書という、この緑の冊子のところに、今回その議案第49号についてというのは、この地方税法の一部改正に伴い、令和6年度個人の市民税に係る定額減税等を行うためのものであると言って、これ、今説明を聞く前も、私も事前に調査をするのですけれども、そうしたら、これ、定額減税等についてだなと思って調べていくと、これ固定資産税の減免措置とか、いろいろ入ってくるわけですよ。

なので、今説明を聞いて、最初の冒頭で説明いただいたので、「ああ、ほかのことも入っているんだな」というのは、この等というところではわかるのですけれども、たくさん書くと、わかりづらくなるかもしれないのですが、ある程度、もうその、どの辺、どういったことについて、今回その、「まず市民税を直す、条例が変更になるんです」というのをちょっと頭で、やっぱりここで入れていただかないといちど、ちょっと中身のこの対照

表を見て、固定資産税の減免もこれ入っているということは、これを読んで初めてわかってくることだったので、それで、それなりのボリュームもあったので、ちょっと、もうちょっとここをわかりやすく、ある程度、「どういったことで改定しているんだ」ということで書いていただきたいという要望と。

あと、この対照表の中で、確認ですけれども、9ページですね。

下のほうに、法附則第15条第25項第3号のイということで、旧だと2号となっていましたけれども、新しいほう、第3号ということで、これは固定資産税関係だと思うのですけれども、ここが繰り上がったのは、この、もともとのこの2号か、1号か、わからないですけれども、ここが削除になったからだと思うのですけれども、そのままで理由をお聞きしたいです。

○横尾委員長 はい。執行部の説明を求めます。鈴木税務課長でいいのでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鈴木税務課長 はい。そうですね。

梶原委員のおっしゃるように、ここを確かに2号だったものが3号になったという形になりますので、25項のほうに1号が追加になっているという部分でご指摘をいただいたところなのですが、申し訳ありません。

ちょっとこの何が追加になったかについては、ちょっと確認をとっておりませんでしたので、また、ちょっと確認して報告したいと思いますので、ご了解いただければと思います。

すみません。

以上です。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

続けて。

○横尾委員長 どうぞ。

○梶原委員 はい。次の10ページになるのですけれども、今度は13、新のほうの13項、法附則第15条第32項となっていまして、それで、旧のほうを見ると、32項というのがなくなつて、33項の部分が32項というふうに読みかえる、以降そうなつているのですけれども、これは、32項というのが、もともとのこの法附則の第15条の中から削除されたのかどうかというのを確認をします。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。はい。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

この15条32項についてなのですが、もともと内容としますと、企業主導型保育事業に要する土地と家屋について、具体的に言えば、企業が認可外保育施設を自分の事業所内につくると、固定資産税が一応2分の1になりますよという文のところの制度がございました。

これが一応国の説明によりますと、おおむね子育て環境が整って、保育の待機児童も減ってきたというような説明もあって、これが一応法律的なものが終了したということがありますので、一応今回、これに合わせて削除になったという形になっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。梶原委員。

○梶原委員 ありがとうございました。

また、ちょっと質問があるので、皆さんのがなれば、また後でやりたいと思います。

○鈴木税務課長 委員長、すみません。

○横尾委員長 はい。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 はい。先ほど梶原委員のほうからあった、この1号増えたということなのですが、この後、審議いただく形になるのですけれども、もう一度太陽光発電施設の特例が追加になって、一つ追加になりまして、バイオマス関係になってくるのですけれども、それが追加になったために、一つずれたという形になっております。

ちょっと説明が不十分で申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。ほかにございますか。

どちらもないようですので、はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。そうしたら、12ページになるのですけれども、第11条ですね。

それで、中段の11条の2の上の部分になるのですけれども、土地の価格の特例で、令和7年または令和8年度における土地の価格の特例ということで、その旧のほうは令和4年度、令和5年度ということで、この間、令和6年度というのは、土地の価格の特例は受けられないという考え方なのか、抜けているのか、ちょっとその辺の説明をいただきたいと思います。

○横尾委員長 はい、説明を求めます。はい、鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

それでは、委員の質疑にお答えします。

まず、令和6年度につきましては、固定資産税そのものが、一応3年に1回評価を変えるという、その仕組みをとっておりまして、ちょうど6年度が、その3年に1回、土地とか、家屋の評価を変えるタイミングになっておりますので、6年はもう基本的にその評価額を新しく決め直す年になっていますので、入っていないですね。

それで、固定資産税は、一応3年間は、基本的には同じ、6年度、7、8年度という額が変わらないという形をとるのが基本なのですけれども、ここに書いてあるとおり、地価が、特に土地で下落傾向がある場合は、特例的に土地の価格を下げていってもいいですよというものが認められるのが、今回の11条の2に該当します。

それで、これは、右側の4年度・5年度も実施しておりましたが、今回も引き続き認められるということで、一応定められた内容となっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 ほかにございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第49号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 50 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。はい。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

議案第 50 号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。

新旧対照表の 19 ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、土地の都市計画税にかかる負担調整措置を延長するとともに、引用する同法の条項整理を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

以上で、議案第 50 号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 50 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 54 号 鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第 54 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

「令和 6 年度 補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計（第 2 号）と入っている冊子の、3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 段目の、19 款「繰入金」2 項 2 目「財政調整基金繰入金」の 5,500 万円の増につきましては、今年の秋から、任意接種として実施する新型コロナワクチン定期接種に係る財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番下の、14 款「予備費」36 万円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 54 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 55 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 契約検査課長の福田です。よろしくお願ひいたします。

議案第 55 号 「物品購入契約の締結」についてご説明いたします。

車両系建設機械（バックホウ）購入の指名競争入札の結果、住友住建販売株式会社栃木支店が税込み 1,815 万円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願ひします。

今回のこの物品購入契約に当たっての指名入札ということなのですけれども、これ、あれかな。

これ、入札の参加社数、予定価格、最低価格、一番大きい金額としての最高価格、これがわかれれば教えてください。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 契約検査課長の福田です。

すみません。先ほど申し上げました訂正を一部させていただきたいと思います。

先ほど、業者名につきまして、住友住建さんとお話ししましたが、申し訳ございません。住友建機販売株式会社さんでございます。

訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○横尾委員長 続いて質問。

○福田契約検査課長 はい、では、続きまして、入札にかかる見積もり業者数と、最低制限関係、そういうことでお話聞いておりますが、見積もり業者数につきましては、5 件。

(「何社、何社」と言う者あり)

○福田契約検査課長 入札、入札につきましては、5 社です。

5 社になります。

最低制限価格、入札価格。

予定価格につきましては、税込みで 2,420 万円ということになります。

それで、最低入札価格につきましては、こちらで挙げさせていただきます、1,815 万円で落札ということになります。

最低制限価格の設定につきましては、こちらは物品購入になりますので、指定はござ

いません。

以上です。

○横尾委員長 はい。梶原委員。

○梶原委員 すみません。

○横尾委員長 はい。

○梶原委員 この入札された中で、一番高い金額をつけたのはいくらかなというのは、もし、わかれば教えてください。

○横尾委員長 説明を求めます。はい。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。

一番最高の入札価格、こちらが、税抜きで2,350万円になります。

以上になります。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 よろしいですか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 ほかにございますか。

○梶原委員 ないのなら聞きます。

○横尾委員長 いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○横尾委員長 質問。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 すみません。

続きまして、これ耐用年数と、あと保険関係というのはどうなっていますかと。

あと、何か災害対応でこのバックホウのバケット部分を乾燥することができるし、廃材等の仮設置場で現場対応も行えるという説明があるのですけれども、まず、その災害対応のときに、バケットを変えると思うのですけれども、乾燥すると思うのですけれども、ここはその災害対応のバケットというのはいくらぐらいというのを何か見積もりをとっていれば、教えてください。

○横尾委員長 はい。説明を求めます。はい。金子資源循環課長。

○金子資源循環課長 はい。資源循環課課長の金子です。

まず災害対応につきましてですが、バケットというよりも、フォークグラブというのもらしいのですが、それの見積もりについては、まだ持っておりません。はい。

それと、耐用年数につきましても、正直なところ、とにかく使う、とことん使う、現在使っているブルドーザーと、ブルドーザーとバックホウにつきましても、もう完璧に耐用年数を過ぎているような状態なのですね。はい。

だから、使えるだけ使うというのが本音でございます。

以上で説明を終わります。

保険に関しましては、何といいましょうか、ちゃんと普通の、何ていうのですか、保険。

保険のほうはちゃんと入るようにはなっており、市の方で、はい。

○横尾委員長　はい、梶原委員。

○梶原委員　すみません。では、耐用年数については、法的なものでいいので、法定のこの耐用年数と、保険が普通と言われてもわからないので、もうちょっと説明をお願いします。

○横尾委員長　説明を求めます。はい、金子資源循環課長。

○金子資源循環課長　はい。梶原委員の質問にお答えします。

耐用年数につきましては、8年と聞いております。はい。

それで、保険に関しまして、今ちょっと資料がないので、後で資料をお届けしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○梶原委員　わかりました。

○横尾委員長　よろしいですか。はい。

○金子資源循環課長　はい。以上で説明を終わります。

○横尾委員長　ほかにございますか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第55号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第57号　鹿沼市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長　はい。デジタル政策課長の柿沼です。よろしくお願いします。

議案第57号　「鹿沼市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定について説明します。

現在、国においては、書面で行うこととされている行政手続をオンラインで行うことができるよう、通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称、行政手続オンライン化法といいますが、こちらが施行されております。

しかし、市の条例や規則で定められている手続については、当該法律の対象とはなりません。

鹿沼市におきましては、本年9月から、今まで窓口や書面でしかできなかった手続や申請等につきまして、鹿沼市が運用するLINEの公式アカウントを活用し、LINE上で申請や手續ができるようになるシステムの導入を行います。

本条例は、システムの導入に当たり書面等により行うものとされている手続をオンラインでも行えるようにするためのものです。

本条例の主な内容としましては、まず、条例や規則において書面により行うこととされている行政手続について、共通な事項を定めることで、オンラインでの手続も可能とすること。

本条例の対象となる手続について、使用料及び手数料の納付はオンライン決済でも可能とすること。

オンラインにより、市民や事業者が市に対して行うことができる手続について、インターネットを利用した方法により公表することを定めています。

なお、オンライン化する具体的な手続としまして、住民票や税・納税などの各種証明の発行、水道の開閉栓手続、粗大ごみの回収申請、幼児検診や健康教室の申し込み、各種施設の予約などを開始する予定であります。

オンラインでできる手続の種類は随時追加をしていく予定です。

説明は以上です。

○横尾委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本勝浩です。

何点かちょっと確認させていただきたいのですが、まず3条の何項目かあるかと思うのですが、署名、それから使用料とか、手数料の納付、あと6項に本人確認、こういうのは別途条例等で、実際それをやらなくてはいけないというのは、関係機関が定めるものをもってかえることができるというような項目になっていまして、これは、それぞれの申請において、改めてこの電子的なものとして対応するか、しないかを個別に今後決めていくということなのか。

それとも、この条例がそれを、そこを包括するのか、その辺について、確認させていただきたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。はい。柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 こちらの条例につきましては、個々の条例について定めてあつたとしても、この条例を定めることによって包括して、署名とか、そういったものをオンラインでできるようにしますよということで、この条例を定めております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。橋本委員。

○橋本委員 はい。ありがとうございました。

それで定めるよということなのですが、署名とか、本人確認とかというのは、別途、定めるものもと書いてある。

では、この条例が制定されると、全てにおいて電子的なものができるという、今までの、それぞれ個別の申請書における本人確認とか、署名とかはクリアできるというふうに考えていて、基本的には考えていいということでしょうかね。

あ、わかりました。

では、大丈夫です。はい。

あと、すみません。続けてよろしいですか。

○横尾委員長 はい。どうぞ。

○橋本委員 はい。第4条のほうで処分の通知等についてなのですが、そこの第1項のところの、後ろの部分で、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関等が定める方法による表示をする場合に限るというところが、ちょっとわかりづらかったので、これはどういう意味かということで、処分を一方的に受けて、知らなかつたら困るかなというふうに思いますので、要は受ける側がそれで、この電子情報での通知という、処分通知というのを、もし理解しなければ、これ

は適用されないのかというところの部分なのかなと思いますので、こここの部分について、もう少し詳しく、処分通知というのは重要だと思いますので、お伺いしたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。はい、柿沼デジタル政策課長。

あ、ごめんなさい、何か変。はい。

○柿沼デジタル政策課長 デジタル政策課長の柿沼です。

先ほどの橋本委員の質問にお答えします。

受け手のほうが、電子的なもので受け取ってもいいよという場合には、電子的なもので受け取ることができるよということで、全て電子的なものでやらなければいけないということではございません。

説明は以上です。

○横尾委員長 はい。橋本委員。

○橋本委員 「いいよ」と言わない、受け手が「いいよ」と言わない場合はどうかというのがあるのですが、そこはあまり、今後、電子化はいずれにしても進めていただきたいと思いますので、ちょっとまだそのところが少し、特に処分については、受け手の意思を確認するというのは非常に難しいと思うので、ここは少し詰める必要が、今後あるかなと思いますので、意見として伝えておきます。

最後になります。

○横尾委員長 はい、どうぞ。

○橋本委員 はい。第6条のほうで、書面等により規定されていた保存というのが、今回の電磁的記録により行われれば、2項で行ったものとするということなので、これは署名とか、本人確認も、この全て、特別に対応しても、PDFとかにして電子的なものになったというふうに、今後は解釈をしていいのかどうか。

その部分だけ、改めて、別途必要となる本人確認とかあると思うのですが、それも含めて、この電子的な保存、電磁的な保存に含まれるのかどうか、そこだけ確認させていただければと思います。

○横尾委員長 説明を求めます。はい、柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 デジタル政策課長の柿沼です。

橋本委員の、電磁的記録のところについてお答えをさせていただきます。

特に本人確認につきましては、現在マイナンバーカードを使った本人確認をしていまして、それができないものにつきましては、別途、対面であったりとか、そういう、基本的にはそういったものを導入して、本人確認をしてもらうということになっています。

それで、そういうものを含めて、電磁的なもので、基本はできますよということを、この条例のほうで定めております。

説明は以上です。

○横尾委員長 はい。

○橋本委員 ありがとうございました。

少なくとも、その電磁的記録の保存というのは、文書の省資源化にも役立つと思いまので、まだまだ詰めるところはあるのかなというふうには思うのですが、ぜひ進めていただければと思います。

ありがとうございました。

○横尾委員長 はい。ほかに質問はございますか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願ひします。

説明書、議案書ですね、黄色い冊子のほうの第57号の、この第1条、目的のところのもう部分で、この4行目の、3行目から4行目のところで、もってという以下なのですけれども、これは市民の多様な幸せの実現に資することを目的とするとなっていました、これ、もともとは平成15年とか、そういうときぐらいにつくられた条例というか、法があって、それをもとに皆さん、条例をつくっているのですけれども、多くの市が条例で、今言った、この市民の多様な幸せの実現に資するというところは、大体市民の生活の向上に寄与することを目的とするというふうにするということで、条例をつくっているところが多い中、鹿沼市はこういった表現をされているのですが、その理由をお聞きします。

○横尾委員長 説明を求めます。はい、柿沼デジタル財政課長、政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 はい。デジタル政策課長の柿沼です。

梶原委員の質問にお答えいたします。

この第1条において、もって市民の多様な幸せの実現に資することというのを、わざわざ入っているわけなのですけれども、鹿沼市におきましては、令和6年2月、今年の2月に鹿沼市DX推進計画を策定したところです。

その中で、目指すまちの姿としまして、多様な幸せを実現するためのデジタル化を推進するということにしております。

計画掲載事業の中で、このオンライン申請システムの導入というのは、重点事業の一つとして掲げており、多くの市民がオンライン申請を利用できるものとして期待しているところです。

そのようなところから、そのDXを進める第一歩というところもありまして、オンラインの申請に関する条例の目的の中に、市民の多様な幸せの実現に資することという文言を入れたところでございます。

説明は以上です。

○横尾委員長 はい。梶原委員。

○梶原委員 はい。そうですね。

説明いただきましたけれども、このDX計画も触れられましたけれども、このデジタルトランスフォーメーション、これ、総務省が自治体デジタルトランスフォーメーションをうたう中で、この市民の多様な幸せの実現に資することという文言が出てきます。

それで、ここに入れられたというのは、何となくその気持ちは理解したのですが、これ、条例的に、そのデジタルトランスフォーメーションを実現していくという中では、これ上位の条例というのは、まだこれからつくられると思うのですよね。

ほかのところによれば、例えば、スマートシティの条例とか、そういうデジタルトランスフォーメーションを実現していくための条例という中で、この文言がうたわれる所以であれば、理解はするのですけれども、この情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例というのは、あくまでもオンラインで手続ができるよということに限っているのですね。

それで、本当は、あと、ここにセットでつくられていく条例というのは、必要なもの

もあって、それはe-文書での保存等という法律があつて、大体その法律をもとに、これ、正式名称は民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律というのが、多分これ同時タイミングで出されて、例えば、これ、大田原市さんではこの条例というのをつくられています。

これ、またこのe-文書に関する保存に関して、また条例等、鹿沼市がもしつくるとしたときに、また、このもって市民の多様な幸せの実現に資するということを入れていくのか。

それで、また、さらにいけば、今度AIを活用したというような条例とかもつくっていく可能性があると考えると、これを、デジタルトランスフォーメーションを実現していくための包括的なスマートシティを目指すとか、そういう大きい条例に対して使うのはわかるのですが、その下位に当たるような方法論の条例について、この文言を入れるというのは、ちょっと違和感を感じていますので、それで、今言ったように、これからそういう方法論の条例が出てくるときも、同じような、この市民の多様な幸せの実現に資するというのを毎回入れていくのかどうかをお聞きします。

○横尾委員長 はい。説明を求めます。柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 デジタル政策課長の柿沼です。

貴重なご意見をありがとうございます。

今回の、確かに委員がおっしゃるように、確かにオンラインだけに特化したものとはいえ、最初の第一歩ということで、この文言を入れたというところで、説明をさせていただいたところなのですけれども、これと同時に、そのe-文書条例を制定しているところというのは、県内では、大田原市だけということで、ちょっとe-文書条例が何かというところについて、簡単に触れさせていただきますと、e-文書条例は条例で、民間事業者などに書面で保存しなければならないということを義務づけているものにおいて、電磁的記録保存ができるようにするというものになるのですけれども、現在、もう本市でもその民間事業者とか、本市でもデジタル化が進んでいるので、そのe-文書条例が、e-文書条例というか、その電磁的な方法の活用が十分必要になってくるということは認識しているところであります。

それで、実際、今回はそのe-文書条例は制定されていないのですけれども、ほかには、条例とか、規則で個別にその電子的な書類の保存や提出について定めているものがあります。

それで、県内で設置済みなのは、その大田原と、あと県、栃木県も設置しているところなのですけれども、現在のところは全国的に見て、市町村レベルで条例を制定している例は少ないというのが実情です。

ただ、必要を含めて、制定をこれから検討が必要だなというふうには感じております。

それで、委員がおっしゃっていたようなAIのその使い方である条例であったりとか、スマートシティの条例であったりというのも、今後検討が必要になってくるものと思っています。

ただ、どこまで必要かというところは、検討が必要なことと、そこに市民の多様な幸せの実現に資するという、この文言が入るかどうかというのは、その実際につくるときに、また改めて検討していくものというふうに考えております。

説明は以上です。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 そういった、もう、あれですよ。

今言った部分的なその解決に向けた条例をつくっていく上で、この市民の多様な幸せの実現に資するというのを入れていくという方針であれば、ここに入れてもらっても結構ですけれども、「次につくる条例については、入れるかどうかは考えます」と言われてしまうと、これだと、もう初めからここはもう市民生活の向上に寄与することを目的とするというふうに変更してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○横尾委員長 答弁を求めます。秋澤総合政策課長、部長、ごめんなさい。

○秋澤総合政策部長 では、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回のこちらの情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例ということで、こちらの1条のところのこの目的のところに、先ほど委員さん、ご指摘になった部分、この文言を加えたという点なのですけれども、これにつきましては、先ほど課長のほうから説明申し上げたとおり、鹿沼市ではDX推進計画、これを今後のDXを推進するに当たっての基本計画というような位置づけでしておりますので、この目的の部分の、委員さんが先ほどおっしゃられたような、ほかの市ではそういった事例では出ておりますが、鹿沼市においてはそのDX推進計画のほうの目的と整合性を持たせるというところで、今回この目的に置きかえたというか、他市とは、恐らく目的としては、それぞれの市町村において、この条例の持つ目的というのは、先ほど委員さんもおっしゃったように、オンライン申請という手続を定めるための条例ということであるかと思うのですが、鹿沼市としてはその目的のところに、DX推進計画と整合性を持たせた目的を持たせたということになります。

それとあと、先ほど委員さん、この上位の条例というような表現をされたかと思うのですけれども、例えば、先ほど来話題になっておりますこのe-文書条例、それにつきましても、これは、例えば、鹿沼市の行政手続上で、民間の事業者等が申請等にかかる際に、例えば、帳簿類等、その帳簿類とか、いろいろ、いろんな書類があるかと思うのですが、その書類の保存方法について、電子的な媒体で保存することを可とするというような、そういった目的の条例というふうに私どもは認識しております。

そういうことで、これが上位か、下位かという部分でいうと、なかなか迷う部分があるかと思うのですが、恐らく委員さんがおっしゃられた上位条例というのは、例えば、理念条例みたいなもの、DXを推進するに当たって、基本的な方針を定める理念条例みたいなものが、上位条例というような位置づけになるのかなというふうに、ちょっと私のほうはそういった認識を受けたのですけれども、現段階では、特に理念条例、これを定めるというような、今のところは考えは持っておりません。

あくまでもこのDXを進めるに当たっての目的というのは、市のほうの事務上の手続の効率化、それとこれを効率化することで、市民の方が様々な手続等において、市民の利便性が上がるという、この2点を目的としておりますので、今回につきましては、この目的の表現とさせていただいたところです。

それで「ほかの条例はどうするんだ」ということでのご指摘だったと思うのですが、

これ、様々な条例を制定する際に、当然他市の事例なんかも参考にはさせていただくのですけれども、今回このDX推進の大ものとの目的というものを、この今回の条例案のほうの目的にあわせましたので、今後、改めて新たなDX関係の条例を定めるときには、目的の中には、なるべく位置づけはしていきたいというふうに考えていきたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい。説明ありがとうございます。

上位・下位という、ちょっと表現があったのですけれども、デジタルトランスフォーメーションを実現していく上で、条例の構成というのを考えられたときに、一番上に、例えばですよ、スマートシティ推進条例というのが、頭にあると、それで、これはデジタルトランスフォーメーションを推進していくのだという意味合いのもとの条例が、もあるのだとしたら、その中に、市民の多様な幸せの実現に資するということを入れるのはいいと思います。

しかし、デジタルトランスフォーメーションを実現していく上で、まず突破口として、今回オンラインをやりたい、オンラインの条例ですというのが、今回の条例なのです。

それで、本来だと、このオンラインをやるときに、e-文書の保存というのも、大体これ、もう、もとの出が、一番初めの平成15年とかに出た、これが両方出てスタートしている。

だから、県では、もちろんそろえているという意味では、これはそろえていく下位の分なのですね。

それで、またそのAPIが必要だとか、それで、今度マイナンバー推進しましょうとか、そういうのはデジタルトランスフォーメーションを実現していく上での1個1個の方法論なのです。

だからここには、上位が、例えば、スマートシティを推進するというところではいいのですけれども、方法論となる条例の今の言ったところについては、この市民の多様な幸せの実現に資するというのはそぐわないと思いますと。

それで、そのときに、では、これからまず上位の理念も今つくりませんという話になっているけれども、その方法論であるオンラインをまずやりますと、それで、この中に今この一文を入れてしまうと。

では、次に、そのオンライン、並列としていく方法論の条例には、この文言を、では全て入れていかないとおかしいよね。それを入れていきますか。

ただ、それを聞いたら、「それそれで考えます」と言われたので、そこはそういうのであるのだったら、今ここの文書は取り下げてもらいたいと思っていますということです。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい、秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 はい。それでは、お答えしたいと思います。

先ほど私の申し上げたところに、ちょっと私のほうがあれかな、説明がちょっと足りなかつたのかなと思うのですけれども、今回の条例、これ、下位か、上位かというような表現はちょっと私も申し上げたいと思うのですが、今のところ、これを総括する、DX推進を総括するような理念条例、基本方針を立てるような理念条例、これを定める考

えは、今のところはありません。

それで、同列のこの手続に関する条例に、今後別な条例を定める場合に、この目的の表現をするかという部分については、当然これはDX推進計画、鹿沼市が目指すDXの推進の目的がこの表現になっておりますので、今後のDX関連の条例につきましても、この表現、目的の中の表現というのは、これについては踏襲をしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい。私の質問に答えていただいたということでは、踏襲をしていくということだと思うのですけれども、本来でいくと、そぐわないと私は思っていますが、やつしていくということなので、それ以上のことは言いませんけれども、できれば理念条例というところではないのですけれども、本当はその道筋を、このDX計画を立てる上での条例が必要かなとは思っていましたので、そこは納得しました。はい。

○横尾委員長 はい。ほかにないですか。

別段質疑もないようです、はい。梶原委員。

○梶原委員 すみません。一応確認をしておかなくてはいけない、あともう1個ありましたので、次のページですね、の（3）、違う。

すみません。間違えました。

元のページの第2条の（2）というのは、市の機関等というのがあって、それで、市長というところから教育委員会とかという、ずっとつらつらきて、それで、次のページにいって、それで、議会、消防長で、これらに置かれる機関、または指定管理者というとなっていますけれども、ほかの何というかね、市の条例というのを見ると、これらに置かれる機関、またはの後に、すぐに指定管理者というのではなくて、これらに置かれる機関の職員というふうに指定をされて、その後に指定管理者というふうに続いていくというか、機関と機関の職員というふうにうたっているのがほとんどの条例だと思うのですが、鹿沼市だと、その機関の職員というのが、ここでは表現されていないですが、大丈夫なのかどうかというのを含めて、何でこうしたのかというところをお聞かせください。

○横尾委員長 はい。答弁を求めます。はい。柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 はい。デジタル政策課長の柿沼です。

梶原委員の質問にお答えします。

ご指摘がありました、その、の職員の部分なのですけれども、確かに委員おっしゃるように、多くの自治体で職員の文言が入っております。

入っていない自治体、県内では日光市と下野市ぐらいなのですけれども、鹿沼市において、現在想定しているそのオンラインの申請の手続というのは、その組織として、機関等が対応している、市が対応するというものを想定しております。

そして、職員が個人として実施する事務は想定しておりません。

このため、条例の運用上は問題はないというふうに考えております。

ちょっと想定するものは全然なのですけれども、この後、そういう手続がもしある場合には、必要に応じて条例は改正をしていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○横尾委員長 よろしいですか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 57 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 58 号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、仁平さんでいいのかな。仁平人事課長。

○仁平人事課長 はい。人事課長の仁平です。よろしくお願ひいたします。

議案第 58 号 「鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

お手元の議案書と、新旧対照表の 24 ページをご覧ください。

本議案は、今般の令和 6 年能登半島地震における被災地支援など、災害の多発化や激甚化に伴う災害応急作業の困難化を踏まえて、栃木県が令和 6 年 3 月に「職員の特殊勤務手当に関する条例」等を一部改正したことに準じ、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額を、現行の 1 日につき上限 500 円から、栃木県と同額の上限 2,160 円に引き上げるものであります。

支給の対象となる「作業」や「手当の額」につきましては、「鹿沼市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」で定めることになりますが、まず「対象となる作業」につきましては、河川の堤防や通行禁止区域の道路、その周辺での巡回監視や応急作業、災害状況の調査等であります。

また、国や他の自治体の要請により被災地に派遣された職員が行う作業等も、支給の対象となります。

次に、「手当の額」につきましては、災害時の巡回監視等が 1 日につき 710 円、応急作業等や、大規模災害時の巡回監視等が 1 日につき 1,080 円、その作業が夜間に行われた場合には、その額に 100 分の 50 が加算されます。

また、立入禁止区域や退去命令等の措置がなされた危険区域での作業は、100 分の 100 が加算され、この場合の手当額は支給額上限の 2,160 円となります。

なお、「鹿沼市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」についても、この条例と同時の改正を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○横尾委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

今回、今説明を受けて、中身についてはわかりました。

なのですけれども、これ委員に今回この資料で、これを渡されて、これだけ見ると、2,160 円を超えない範囲で、規則で定めるという情報しかいただけていない、議員の中

では。

それで、これについての議案を出されて、我々に「事前調査してください」と投げられてしまっているわけですよ。

そうしたときに、今初めてその聞いて、巡回は710円ですよと、それで、応急作業については1,080円ですよと、それで、加算がありますよということが、初めて今わかつたわけですよ。

それで、これは事前に教えてもらえないものなのですか。

そうしないと、我々、今日来て、すぐにというわけではなくて、事前に議案を調査するということが必要なのに、今言った情報が開示されていない。

これは規則だ、規則で規定されているからという話だと思うのですよね。

ちょっとその辺は、これ何か改善の余地があるのか、今後もこういった形で、詳細があるにもかかわらず、2,160円を超えない範囲で規定する、定めるという、これだけで、議案調査しろというのは、なかなか難しいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○横尾委員長 はい。執行部の説明を求めます。はい、福田副市長。

○福田副市長 はい。私のほうから。

議会の皆さんに対して、いろんな情報をなるべくわかりやすく説明、あるいは、情報提供するというのが、松井市長の最初のお話にもありました。

そういう中で、なるべくその方針に沿っていきたいと思いますが、例えば、この議案について、どこまで事前に提出するかというのは、これ、なかなか、どこまでやつたらいいかというのは、個々の議案ごとに難しいかと思っています。

例えば、今の説明の内容ですと、それほど複雑ではなかったので、つくっておくことはできるかなと思いますけれども、では、これをもとに、議決いただく条例をもとに、これから市として規則をつくりていきますという、その案をどこまで説明するかというのは、なかなか難しいと思いますので、全て規則の概要まで説明しますとかという約束はできませんが、最初に提出した議案のことだけでは、「あ、これは確かにわかっていただけないだろうな」と思うものについては、こちらで検討はさせていただきたいと思います。

今、全て規則の内容まで出すという約束はいたしかねますけれども、説明、今説明した、お話ししましたようなことは考えさせていただきたいと思います。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。梶原委員。

○梶原委員 はい。ありがとうございます。

これは、他市の事例で申し訳ないですけれども、もう、これ、全く今回と同じ内容で、令和6年3月の定例会で、これは京都府舞鶴市が、これは委員会に対して、こういうペーパー、A4で今言った説明のものを出されていますというので、先ほどのバックホウもそうですけれども、そういう形で、関係ということで、いろいろ資料を配られていると思いますので、例えば、これ、本当にこれを見ただけで、この条例の対比表だけで、「これで普通の人わかるんですか」というところの部分。

何でもかんでもということではなく、市民、我々も、市民の人に、「これ、議案として出てるけど、これでわかりますか」というところをもう少し考えていただきたいということですので、もし、これが必要であれば、後で、職員の方には渡したいと思いますけれ

ども、そういった、もう少し丁寧な対応をしていただきたいというのが要望です。

○横尾委員長 要望でよろしいでしょうか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 はい。

ほかにございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 58 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 59 号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 税務課長の鈴木です。

それでは、議案第 59 号 「鹿沼市税条例の一部改正について」 ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しにおける寄附金税額控除に関する規定の改正及び特定バイオマス発電設備の固定資産税の減額にかかるわがまち特例の割合の設定等を行うためのものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の 24 ページをお開きください。

第 34 条の 7 につきましては、「寄附金税額控除」について、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しによる改正であります。

施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日となります。  
26 ページをお開きください。

中段の附則第 10 条の 2 第 7 項につきましては、地方税の特例措置で、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組み、いわゆる「わがまち特例」に関することであります。

再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を追加するものであります。

特例の割合につきましては、7 分の 6 とするものです。

なお、施行日につきましては、公布の日となります。

そのほかにつきましては、引用条項等の整理を行うものであります。

以上で、議案第 59 号 「鹿沼市税条例の一部改正について」 の説明を終わります。

○横尾委員長 ただいまの執行部の説明に対し、質疑はございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 59 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 62 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 契約検査課長の福田です。よろしくお願いします。

議案第 62 号 「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

令和 6 年度市道 0365 号線、新田橋上部工建設工事の事後審査型条件付き一般競争入札の結果、神谷・佐野屋・機械特定建設工事共同企業体が税込み 7 億 2,930 万円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございますか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

先ほどもちょっと入札関係をお伺いしましたけれども、こちらの入札の参加者数、あと予定価格、最低価格と、あとは一番大きい金額を入札した金額、お願いします。

○横尾委員長 はい。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい。参加者数につきましては、3 企業体になります。

予定価格につきましては、税抜きで、6 億 7,805 万円。

最低価格につきましては、税抜きで、6 億、最低制限価格からお話しします。

最低制限価格につきましては、6 億 2,380 万円。はい。

それで、次に、一番高い入札額につきましては、税抜きで 6 億 7,300 万円、失礼いたしました、になります。

最低入札価格については、先ほどのとおりになります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。ただいまの説明に対して、ご質疑はございますか。はい。梶原委員。

○梶原委員 ちょっとよくわからなかつた、この最低価格の企業体が、では落札したわけではないということ、ということかなというふうな、今感じなのですけれども、ちょっとその辺の 3 企業体あって、何番目というか、で決まったのかというところをちょっと教えてもらえばと思うのですけれども。

○横尾委員長 はい。説明を求めます。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 契約検査課長の福田です。

先ほど申し上げました最低制限価格というのが、税抜き 6 億 2,380 万円と説明させていただいた価格ですが、こちらにつきましては、この額を下回った場合、業者が失格になってしまう価格ということでお話させていただきました。

それで、最低額につきましては、先ほど入札、契約額であります 7 億 2,930 万円という形の額でございます。

以上で説明を。

○横尾委員長 はい。梶原委員。

○梶原委員 先ほど最高、最大、一番大きい金額で入札したのが 6 億 7 千いくらというふうに聞いたと思うのです。

これに消費税を入れると、この 7 億 2,930 万円というのを超えるということでよろしいですか。

○横尾委員長 はい。福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 はい。議員がおっしゃるとおりでございます。

最高額が 6 億 7,300 万円、こちらにつきましては、税抜き価格ということで、税を入

れた額になります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 わかりました。

俺がわかつてもしようがないか。

梶原委員、どうですか。

まだ納得いかない。

(「10%消費税で7億もかかる」と言う者あり)

(「説明、わかりづらいですよ」と言う者あり)

(「統一して」と言う者あり)

(「税抜き、税込み」と言う者あり)

○横尾委員長 よろしいですか。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 はい。ありがとうございます。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第62号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で。

○網行政経営課長 委員長。

○横尾委員長 はい。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願ひします。

すみません。全部ご審議いただいたのですが、議案第55号の車両系建設機械購入について、1点だけ説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○横尾委員長 どうぞ。

○網行政経営課長 梶原委員のほうから車両保険ですね、そちらについての質疑ですが、公用車全体を総括しております行政経営課、こちらのほうで内容はわかりますので、説明させていただきます。

今回の重機につきましても、公用車と同様に、全国市有物件災害共済会、そちらのほうに保険加入をすることになります。

今回の議案が議決いただきましたら、共済会のほうに連絡しまして、加入手続をとります。

それで、補償内容につきましては、人身が無制限と、物件につきましては、車両規模によりますが、1億円程度ということで想定しております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。よろしいですか。はい。

それでは、今議会に、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

お世話になりました。

ありがとうございました。

(閉会 0 時 30 分)